

専門人材養成に関する指摘

1) 『消費者教育の推進に関する基本的な方針』（平成 30 年 3 月変更）

「事業者には、お客様相談室などを通じて得た消費者の声や、事業活動の中で得られた情報をいかし、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画できるような情報提供や、商品・サービスの開発・提供を行うことが期待される。これは、事業者の社会的に責任（CSR）の観点から有意義であり、消費者志向経営の推進に向けた重要な活動でもある一方で、事業者が行う消費者教育としても重要である。」

2) 消費者庁『「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」中間とりまとめ～新たな時代にふさわしい消費者政策を推進するために～』（平成 30 年 6 月）

「消費者被害の未然防止・救済において、重要な役割を果たす消費生活センター、地方公共団体の職員において、人員の確保、専門性の向上を図り、新たな消費者問題に機動的に対応できる体制を整備する必要がある。」

「近年、消費者団体には、若い世代に消費者問題について自分ごとに関心を持つよう促したり、消費行動によって社会を変えていくという視点を持って、立法や行政に対して消費者の意見を伝えていくことが期待されており、新たな担い手を確保するためにも、消費者団体のあり方が時代の状況にあわせて変革していく時期にきていると考えられる。」

3) 『経済財政運営と改革の基本方針 2018』（平成 30 年 6 月）

「消費者の安全・安心を確保するため、成年年齢の引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化、HACCP に沿った衛生管理の推進等による食の安全の確保、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進める」

4) 人生 100 年時代構想会議『人づくり革命 基本構想』（平成 30 年 6 月）

「私立大学については、各大学が人材育成の 3 つの視点（世界を牽引する人材、

高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の仕組みを設ける。」

「実務家教員の育成プログラムを開発・実施し、修了者を実務家教育の候補者として大学等に推薦する仕組みを構築する。また、地方大学への実務家教員のマッチングを行い、実際に地方大学の教員として活動するための支援策を検討する。」

5)中央教育審議会大学分科会将来構想部会『今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間とりまとめ』(平成30年6月28日)(抄)

「<具体的な方策>

リカレント教育の充実

○大学等において、実践的・専門的なリカレント・プログラムの充実を図るため、産学が連携し、「地域連携プラットフォーム(仮称)」の活用も視野にいれつつ、プログラムの改善・充実を推進する体制を整備する。

○より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数120時間以上という現行規定を見直し、60時間とする。また、社会的認知・評価を高めるための取組と併せて、一定の条件の下で、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、単位累積加算制度にも活用できるようにすることを検討する。

○学位課程での学位取得を目指す中で、副専攻プログラムのように一定のまとまりのある学位過程の一部を終了した場合にも学修証明を出すことができる旨を制度上位置づけることを検討する。

○放送大学や通信教育、MOOC等の一層の活用方策を検討する。

○教員経験はなくとも豊富な知識や技術、実務経験を有する人材向けの研修プログラムを開発・実施することにより質の高い教員の確保を図るとともに、当該研修終了者の大学等へのマッチングを行う仕組みを構築する。また、実務経験のある教員に対する体系的なファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施の在り方を検討する。

○多様な課題を抱える社会人・企業等が高等教育機関のプログラムに関する情報へ効果的にアクセスできる仕組みを検討する。

○関係省庁と連携して、経済的な支援制度の利用促進を図る。」

6) 参議院消費者問題に関する特別委員会『消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議』（平成 30 年 6 月）

「地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。」

「消費者の自立を支援し、消費者が消費者契約法をはじめとする民事ルールや消費生活センター等を活用できる実践的能力を培うため、消費生活相談員などを学校教育において積極的に活用する方策を講じつつ、すべての都道府県において充実した消費者教育を受けることができる機会を確保すること。」

消費者政策関連の講義シラバスの事例

1. 放送大学教材「消費者問題の展開と対応」(1998年度、小木紀之編)

(出所：小木紀之編『消費者問題の展開と対応』(1998年、放送大学教育振興会)より作成)

- 第1回 新しい消費者像を求めて
- 第2回 消費者問題の課題と展望
- 第3回 消費者運動の歴史と展開
- 第4回 消費者行政の展開
- 第5回 消費者問題と消費生活関連 (1)
- 第6回 消費者問題と消費生活関連 (2)
- 第7回 企業の社会的責任と消費者対応
- 第8回 企業の販売戦略と消費者
- 第9回 流通政策の展開と消費者
- 第10回 高齢社会の進展と消費者対応
- 第11回 情報化社会の進展と消費者保護
- 第12回 資源・環境問題と消費者
- 第13回 サービス経済化と消費者問題
- 第14回 消費者教育の課題と展望
- 第15回 消費生活相談の現状と課題

2. 名古屋経済大学 田口義明教授の講義シラバス(2018年度)

(出所：名古屋経済大学 HP より作成)

(消費者政策)

- 第1回 消費者問題の実態と消費者政策
- 第2回 消費者問題の変遷と消費者政策の歴史
- 第3回 消費者基本法と消費者の権利
- 第4回 消費者行政の体制と業務
- 第5回 不当な契約から消費者を守る (消費者契約法)
- 第6回 店舗外販売の適正化 (特定商取引法)
- 第7回 インターネット取引と消費者保護
- 第8回 金融トラブルと消費者保護
- 第9回 虚偽・誇大な表示から消費者を守る (景品表示法)
- 第10回 欠陥商品による被害の救済 (製造物責任法)
- 第11回 個人情報保護と利用 (個人情報保護法)
- 第12回 消費者被害の救済(1)消費生活相談と消費者情報システム
- 第13回 消費者被害の救済(2)裁判外紛争解決手続(ADR)
- 第14回 消費者被害の救済(3)集団的な消費者被害の救済
- 第15回 消費者政策の現況と課題

(地域経済と消費者)

- 第1回 地域経済とは？
- 第2回 地域と少子高齢化 (1)
- 第3回 地域と少子高齢化 (2)
- 第4回 地域間格差 (1)
- 第5回 地域間格差 (2)
- 第6回 データでみる地域経済 (1)
- 第7回 データでみる地域経済 (2)
- 第8回 経済活動の中での消費と消費者
- 第9回 消費の現場ではどのような問題が起こっているか？
- 第10回 消費者問題に地域ではどう対応しているか？
- 第11回 消費者問題に国全体ではどう対応しているか？
- 第12回 事業者は消費者問題にどう対応しているか？
- 第13回 消費者自身はどう行動しているか？
- 第14回 高齢者を地域で見守る
- 第15回 地域経済と消費者の課題

(消費者教育論)

- 第1回 消費者教育論とは？
- 第2回 消費者問題の実態
- 第3回 消費者政策と消費者教育
- 第4回 国民生活センターと消費生活センター
- 第5回 消費者教育の歴史と体系
- 第6回 若者の消費者トラブルと消費者被害の防止・救済
- 第7回 消費者教育の重点領域(1)安全の確保
- 第8回 消費者教育の重点領域(2)契約と消費者トラブル
- 第9回 消費者教育の重点領域(3)契約トラブルに対する法制度
- 第10回 消費者教育の重点領域(4)最近の契約トラブルと対処法
- 第11回 消費者教育の重点領域(5)生活設計
- 第12回 消費者教育の重点領域(6)消費者信用
- 第13回 消費者教育の重点領域(7)情報化社会と消費者
- 第14回 消費者市民社会と消費者教育
- 第15回 消費者教育の現況と課題

(消費者法)

- 第1回 消費者法とはどのようなものか？
- 第2回 消費者法の体系と消費者の権利：消費者基本法
- 第3回 消費者の取引被害と契約の基本
- 第4回 取引被害から消費者を守る
- 第5回 不意打ちの契約から消費者を守る：クーリングオフ制度
- 第6回 不当な勧誘や契約条項を取り消す：消費者契約法
- 第7回 サービス契約に関する消費者保護：特定商取引法
- 第8回 IT社会のトラブルから身を守る：特定商取引法
- 第9回 マルチ商法の儲け話には乗らない：特定商取引法
- 第10回 クレジットのトラブルから身を守る：割賦販売法
- 第11回 消費者金融と多重債務問題：利息制限法、貸金業法など
- 第12回 競争を通じて消費者の利益を守る：独占禁止法
- 第13回 不当表示や誇大広告を規制する：景品表示法
- 第14回 欠陥商品による被害を救済する：製造物責任法
- 第15回 消費者法の現況と課題

3. 明治大学リバティアカデミー「安全学入門」(全 16 回) (2016 年度、向
殿正男明治大学名誉教授)

(出所：明治大学リバティアカデミーHP より作成)

- 第 1 回 安全学とは
- 第 2 回 同上
- 第 3 回 安全の思想
- 第 4 回 同上
- 第 5 回 ものづくりと安全
- 第 6 回 同上
- 第 7 回 社会制度と安全
- 第 8 回 同上
- 第 9 回 ヒューマン工学エラーと安全
- 第 10 回 同上
- 第 11 回 原子力の安全
- 第 12 回 同上
- 第 13 回 環境と安全
- 第 14 回 同上
- 第 15 回 安全・安心とリスクコミュニケーション
- 第 16 回 同上

4. 徳島大学講義「消費者が主役の社会へ」(2018年度、消費者庁職員、徳島県庁職員、平井松午徳島大学教授)

- 第1回 総論①：消費者問題の概要。数字でみる消費者問題、日本の消費者行政の枠組み
- 第2回 総論②：消費者問題の歴史、地方消費者行政、消費者市民社会・消費者行政新未来創造オフィスの取組
- 第3回 消費者法の立法過程
- 第4回 行動経済学からみた消費者行動
- 第5回 PL法と事故調査
- 第6回 食品表示、健康食品等
- 第7回 表示規制
- 第8回 食品の安全
- 第9回 消費者志向経営、公益通報
- 第10回 徳島県
- 第11回 徳島県
- 第12回 消費者契約法・消費者被害の回復
- 第13回 相談現場からみた消費者被害の実態、相談員の役割
- 第14回 子供の事故を始めとした事故防止への取組
- 第15回 消費者被害の心理的要因
- 第16回 「社会への扉」を活用した消費者教育

5. 東京都 平成 30 年度消費者問題マスター講座 (全 13 回)

(出所：東京都HPより作成)

- 第 1 回 【消費者市民・団体】 消費者市民としての役割・消費者団体の活動
- 第 2 回 【消費生活行政】 消費生活行政の現状と役割
- 第 3 回 【製品安全】 データと知恵を活用した製品安全
～消費者問題を「変えられる化」する新たな戦略～
- 第 4 回 【契約】 契約の基礎知識 1
～民法・消費者契約法～
- 第 5 回 【消費行動】 エシカル消費
～商品の選択で私たちができる社会貢献とは～
- 第 6 回 【契約】 契約の基礎知識 2
～民法・消費者契約法～
- 第 7 回 【契約】 特定商取引法・割賦販売法の概要
- 第 8 回 【金融・投資商品】 金融（商品）の基礎知識とトラブル事例
- 第 9 回 【食生活】 食生活の改善と食育の実践
～食・農・環境と食育の関わり～
- 第 10 回 【高齢者被害】 高齢者の見守りネットワーク構築に向けて
～食・農・環境と食育の関わり～
- 第 11 回 【食品表示】 食品表示をめぐる現状と課題
～食品の賢い選び方～
- 第 12 回 【IT 社会】 IT 社会に潜む脅威と対策
～脅威はこれだけじゃなかった～
- 第 13 回 【消費者被害】 消費者被害の救済

国内の高等教育機関における消費者政策に関する専攻及び研究所の事例

(1) 大学院の専攻の例 (50 音順)

| 専攻 | 学習内容 |
|--|---|
| 金城学院大学大学院 人間生活学研究科 博士課程 消費者科学専攻 前期課程 | <p>消費者科学専攻は、消費者科学に関する諸問題を生活経営学・生活経済学、健康栄養科学、生活薬科学、被服環境学、住環境学のそれぞれの分野から専門的に学習・研究できるようにしています。また、分野を超えて広く学ぶこともできます。</p> <p>食品薬品安全センター、学校、行政、企業、地域等で生活に関わる諸問題を学び、研究します。これらの問題を科学的に分析し、適切に対応し、指導・提案のできる専門家の養成をめざしています。</p> |
| 法政大学大学院 政策創造研究科 CSR・消費者志向経営プログラム | <p>CSR や消費者志向経営は企業活動の基盤であり、企業がサステイナブルに活動を続けていくために不可欠な視点です。企業や自治体において、CSR や消費者志向経営の普及に向けた政策をデザインする専門家や研究者を育成することを目的としています。</p> |

(2) 学部の専攻の例 (50音順)

| 専攻 | 学習内容 |
|-----------------------------------|--|
| 静岡大学教育学部総合科学教育課程 消費生活科学専攻 | 消費者として位置づけられる市民が、先端科学技術と複雑化した経済社会の中で自らの権利を損なわれることがないように生活者としての主体性を確立することを目標とします。消費者の教育や支援に関わり、消費者問題の専門家となれるような人材の育成目的としている本専攻では、(以下略) |
| 東京経済大学現代法学部 現代法学科 消費者法プログラム | 消費者をめぐる問題を分析し、消費者被害の防止や事業者の公正競争の確保のための法制度を学ぶとともに、持続可能な消費生活をめざす消費者市民の権利と責任を検討することで、問題解決能力を身に付ける。 |
| 明治学院大学法学部 消費情報環境法学科 | 消費情報環境法学科は、大学の教育理念“Do for Others(他者への貢献)”，さらには法の理念である「正義・公平・弱者救済」の観点を踏まえて、消費者問題、環境問題および企業活動上の問題に関する法的な知識や解決能力を身につけ、現代社会で生起する多様な先端分野の法律問題に対して柔軟に対処できる応用力を備えた人材を育成すること、より具体的には、IT技術をツールとして駆使しながら、消費者や環境に配慮できる法律知識をもった企業人を育成することを目的とする。 |

(3) 高等教育機関における研究所の例 (50音順)

| 研究所名 | 概要 |
|---------------------|---|
| 名古屋経済大学 消費者問題研究所 | 消費者問題研究所は現代経済社会の特質的課題である「消費」を研究対象としており、(中略)、消費生活に関するあらゆる側面からの学際的アプローチをはかるため、各分野の研究者が協力し研究にあたるほか、全国の研究者・国および地方消費者行政機関・企業とも連絡を密にして、消費者問題研究の総合拠点的役割を担うべく努力を重ねています。 |

(出所) 各機関のホームページより作成。

(参考) 国立環境研究所の沿革

(国立公害研究所から国立環境研究所への全面改組について)

・昭和 46 (1971) 年 5 月に「環境庁設置法」が可決成立、同年 7 月 1 日に環境庁が発足した。同法の中で、この附属機関として、国立公害研究所と公害研修所の設置が定められた。

・国立公害研究所は、設立から 16 年を経過した平成 2 (1990) 年 7 月 1 日に「国立環境研究所」として全面改組された。この改組に至るには外部・内部的なそれぞれの要因があった。まずは、これまでの環境汚染の影響や機構の解明を中心としたいわゆる公害研究の時代から、新たに地球環境問題や有害化学物質による環境汚染問題、生態系の保全まで視野に入れた自然環境保全問題等への対応を、社会・行政から強く求められるようになってきたことが、外部的要因として挙げられる。また、内部的な要因としては、研究所の設立以来、多分野の研究者を擁して研究能力の蓄積を進めてきた結果、中堅の研究者が多く育ち、彼らの能力や研究実績を十分発揮できる体制づくりが必要とされたためである。

(出所) 国立環境研究所『国立環境研究所－35 年の活動の記録』(2009 年)より引用。

| 年月 | 国立環境研究所の出来事 | 環境関係の出来事 |
|---------------------|------------------------------------|------------------------|
| 1971年7月 (昭和46年) | 環境庁発足 | 光化学スモッグ深刻化(昭和40年代後半) |
| 1971年11月 (昭和46年) | 国立公害研究所設立準備委員会発足 | 四大公害裁判判決(昭和46~48年) |
| 1972年6月 (昭和47年) | | ストックホルムで国連人間環境会議開催 |
| 1973年3月 (昭和48年) | 国立公害研究所設立準備委員会報告書発表 | |
| 1974年3月 (昭和49年) | 国立公害研究所発足 | |
| 1974年5月 (昭和49年) | | ローランド博士ら、オゾン層の破壊を指摘 |
| 1978年10月 (昭和53年) | 評議委員会発足 | |
| 1985年4月 (昭和60年) | 昭和天皇行幸 | |
| 1988年11月 (昭和63年) | | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)発足 |
| 1990年7月 (平成2年) | 全面的改組、「国立環境研究所」と改称 | 地球環境研究総合推進費による研究スタート |
| 1990年10月 (平成2年) | 地球環境研究センターの新設 | |
| 1992年6月 (平成4年) | | ブラジル・リオデジャネイロで地球サミット開催 |
| 1993年11月 (平成5年) | | 環境基本法公布 |
| 1997年12月 (平成9年) | | 地球温暖化防止京都会議開催 |
| 2001年1月 (平成13年) | 省庁再編により環境省発足、研究所内に廃棄物研究部を新設 | |
| 2001年4月 (平成13年) | 独立行政法人国立環境研究所発足、第1期中期計画(2001-2005) | |
| 2006年4月 (平成18年) | 第2期中期計画(2006-2010) | |
| 2010年8月 (平成22年) | 天皇后両陛下下行幸啓 | |
| 2011年4月 (平成23年) | 第3期中期計画(2011-2015) | |
| 2013年3月 (平成25年) | 第3期中期計画変更(2011-2015) | |
| 2015年4月 (平成27年) | 「国立研究開発法人国立環境研究所」と改称 | |
| 2016年4月 (平成28年) | 第4期中長期計画(2016-2020) 福島支部を新設 | |

(出所) 国立環境研究所『国立環境研究所－35年の活動の記録』(2009年)より引用。

消費者政策関係の学術団体（設立年順）

| | 会員数 | 目的 |
|---------------------------|--|--|
| 日本消費経済学会 (設立 1976 年) | 【個人会員】 会員：262 (人) 【団体会員】 法人会員：1 (団体) | 広く専攻分野を異にする研究者が、学際的に相互に交流し、消費経済をはじめとする消費および消費者問題一般に関する研究水準の向上に寄与することを目的とする。 |
| 日本消費者教育学会 (設立 1981 年) | 【個人会員】 名誉会員：10 (人) 正会員：301 (人) 【団体会員】 維持会員：11 (団体) | 行政・消費者(団体)・企業・教育者の協力の下に設立され、設立趣意書に掲げた生涯教育としての消費者教育の確立を目指し、研究活動を推進しています |
| 日本消費者行動研究会 (設立 1992 年) | 【個人会員】 学術会員：452 人 学術学生会員(大学院生)：94 人 個人賛助会員：44 人 名誉会員：4 人 【団体会員】 法人賛助会員：28 団体 | 広く消費者行動に関する理論的及び実証的研究を行い、且つ、会員相互、関連諸学会、ならびに関連諸機関との交流・情報交換を促進することにより、わが国における消費者行動の研究と教育の発展を期することを目的とする。 |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>日本消費者法学会 (設立 2008 年)</p> | <p>正会員 322名 準会員 34名 賛助会員 1団体</p> | <p>消費者法の研究者及びこれに関わる実務家、その他消費者問題につき学問的関心を有する者相互の連携と協力を促進し、この分野の研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、国際的視野に立って、消費者法の学問及び実務の発展に寄与することを目的とする。</p> |
|---------------------------------|--|--|

(出所) 日本消費経済学会、日本消費者教育学会、日本消費者行動研究学会については、日本学術会議・(公財) 日本学術協力財団・国立研究開発法人科学技術振興機構『学会名鑑』(<https://gakkai.go.jp/gakkai/site/>)より作成。日本消費者法学会については、日本消費者法学会ホームページより作成。